

苦樂園中学校・苦樂園小学校長寿命化改修事業

要求水準書

令和6年1月12日

令和6年2月22日 修正

西宮市

目次

1. 総則	1
1.1. 本要求水準書の位置付け.....	1
1.2. 事業の目的.....	1
1.3. 事業対象校の概要.....	1
1.4. 事業の対象.....	1
1.5. 事業内容.....	2
1.6. 留意事項.....	2
1.7. 従事者の要件確認.....	4
1.8. 会議の開催.....	5
1.9. 遵守すべき法制度等.....	5
1.10. 事業期間.....	6
1.11. 貸与品.....	6
1.12. 関連資料等の取り扱い.....	7
2. 設計要求水準	7
2.1. 基本事項.....	7
2.2. 設計の基本方針.....	9
2.3. 設計に関する要求水準.....	10
3. 施工要求水準	15
3.1. 基本事項.....	15
3.2. 施工の基本方針.....	16
3.3. 施工に関する要求水準.....	16
4. 仮設校舎の整備等に関する要求水準	18
4.1. 基本事項.....	18
4.2. 仮設校舎整備の要求水準.....	20
5. 引越しに関わる要求水準	20
5.1. 作業範囲.....	21
5.2. 作業責任者の選定と承認.....	21
5.3. 作業実施上の留意点.....	21
5.4. 法令の遵守及び各種手続き.....	21
5.5. 事故発生時における事業者の責任.....	21
5.6. 設計変更等.....	21

— 添付資料 —

別紙

■別紙【共通】～両校共通～

- 1・・・事業工程表（予定）
- 2・・・提出書類一覧（設計・建設）
- 3・・・改修方針・留意事項 【建築ほか全般】
- 4・・・改修方針・留意事項 【電気設備】
- 5・・・改修方針・留意事項 【機械設備】
- 6・・・基本設計 参考内訳明細書

■別紙【中】～苦楽園中学校～

- 1・・・ローリング図
- 2・・・引越し物品リスト
- 3・・・引越しに関わる作業スケジュール
- 4・・・主要室 現況写真
- 5・・・各種調査報告書（劣化調査、法令調査、外壁塗材付着力調査、アスベスト机上調査報告書、構造検討書）
- 6・・・アスベスト分析調査

■別紙【小】～苦楽園小学校～

- 1・・・ローリング図
- 2・・・引越し物品リスト
- 3・・・引越しに関わる作業スケジュール
- 4・・・主要室 現況写真
- 5・・・仮設校舎仕様書
- 6・・・各種調査報告書（劣化調査、法令調査、外壁塗材付着力調査、アスベスト机上調査報告書）
- 7・・・アスベスト分析調査

別添資料

■別添資料【中】～苦楽園中学校～

- 1・・・基本設計図（建築工事）
- 2・・・基本設計図（電気設備工事）
- 3・・・基本設計図（機械設備工事）
- 4・・・竣工図

■別添資料【小】～苦楽園小学校～

- 1・・・基本設計図（建築工事）
- 2・・・基本設計図（電気設備工事）
- 3・・・基本設計図（機械設備工事）
- 4・・・基本設計図（仮設校舎）
- 5・・・竣工図

1. 総則

1.1. 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、西宮市（以下「市」という。）が発注する苦楽園中学校・苦楽園小学校長寿命化改修事業（以下「本事業」という。）の工事請負契約の遂行について、本事業を受注する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

なお、本要求水準書における水準とは、要求水準書等に関する質問に対する回答、本要求水準書、各種仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき水準となる。

1.2. 事業の目的

平成 31 年 2 月に策定した西宮市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の機能回復・耐久性の向上、教育環境の改善に加えて学習指導要領の改訂、インクルーシブ教育システム、防災機能の充実などに応じるため、苦楽園中学校・苦楽園小学校において長寿命化改修事業を実施する。

1.3. 事業対象校の概要

事業対象校の概要は次のとおりである。

(1) 苦楽園中学校

所在地：兵庫県西宮市苦楽園三番町 14-1

創立年月日：1974 年 4 月 1 日

対象校舎	構造	延べ面積	建築年
南棟	RC 造 5 階建	3,982 m ²	1974 年築
北棟	RC 造 3・4 階建	5,189 m ²	1974 年～1980 年築 (一部増築)

(2) 苦楽園小学校

所在地：兵庫県西宮市苦楽園二番町 18-12

創立年月日：1976 年 4 月 1 日

対象校舎	構造	延べ面積	建築年
南棟	RC 造 4 階建	1,450 m ²	1977 年～1981 年築 (一部増築)
体育館棟	RC 造 1 階建	824 m ²	1976 年築
北棟	RC 造 4 階建	3,990 m ²	1975 年～1985 年築 (一部増築)

1.4. 事業の対象

本事業で実施する改修の対象は、次のとおりである。

(1) 苦楽園中学校

校舎	屋上防水・外壁・外部建具・内装・トイレ・屋上プール・コンクリート躯体の一部
外構	屋外一部舗装・門等
電気設備	校舎・外構部分全て。
機械設備	校舎・外構部分全て。(外部雨水・汚水枘、排水管を除く)
その他	渡り廊下・付属棟も改修対象、一部教室等のレイアウト変更を含む。

(2) 苦楽園小学校

校舎	屋上防水・外壁・外部建具・内装・トイレ・コンクリート躯体の一部
外構	屋外一部舗装・門等、プール
電気設備	校舎・外構部分全て。
機械設備	校舎・外構部分全て。(外部雨水・汚水枘、排水管を除く)
その他	渡り廊下・付属棟も改修対象、一部教室等のレイアウト変更を含む。

1.5. 事業内容

本事業の業務範囲は次の通りである。

- ア. 長寿命化改修工事の実施設計（以下、「設計」という。）
- イ. 長寿命化改修工事の施工（以下、「施工」という。）
- ウ. 長寿命化改修工事時の仮設校舎の整備等
- エ. 長寿命化改修工事に伴う引越し業務
- オ. (ア)～(エ) 実施に伴う現地調査、各種申請・届出及び関係者・関係機関との協議・調整等

1.6. 留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。なお、個別の留意事項は、別途記載する。

(1) 市が別途契約する実施設計監修者との連絡調整

- ア. 事業者は、実施設計業務期間中、市が別途契約する実施設計監修者との連絡調整を行い、基本設計意図を確認しながら実施設計図書を作成するよう留意すること。
- イ. 事業者は、市又は実施設計監修者の求めに応じて、随時、実施設計業務に関する説明を行うこと。

(2) 増減精算に関する規定

本事業において、精算対象となる項目と精算時期、精算方法、精算対象除外項目等は以下のとおりである。

- ア. 精算対象となる項目、精算の時期

記号	項目	事例	精算の時期	
			実施設計完了時	工事年度毎又は出来高検査毎
1	足場設置後でなければ判別が付かないもの	・ 外壁劣化部の補修	—	○
2	隠蔽部等、不測の事象によるもの	・ 躯体劣化部の補修 ・ 設備配管ルートの変更 ・ 設備配管用コア穿孔	—	○
3	要求水準及び基本設計図書に示した前提条件から変わるもの	・ 諸室位置の変更 ・ 仕上材、グレードの変更 ・ 建具寸法の誤差によるもの（±150 mmを超える誤差） ・ 再利用建具の部品交換 ・ 機器仕様の変更 ・ 機器配置変更に伴う配線ルートの変更	○	○

記号	項目	事例	精算の時期	
			実施設計 完了時	工事年度毎 又は 出来高検査毎
		・配管等が納まらず天井等の仕上高さや位置の変更が発生した場合		
4	市や学校要望による追加・変更指示事項	・工期や施工計画（仮設等）が変更となった場合	○	○
5	発生材運搬処分	・1～4等の結果、生じた増減	○	○

※「別紙【共通】6「基本設計 参考内訳明細書」は基本設計段階での参考として捉え、指定した精算対象となる項目を除いて、精算対象としない。

イ. 精算方法

- a. 精算に適用する数量は、公共建築数量積算基準に基づく算出方法を採用する。
- b. 採用する単価は、事業者の明細単価によるが、金額の妥当性について、市と協議の上決定するものとする。

ウ. 精算対象除外項目、事象

- a. 納まり上明らかに必要となる下記項目例、その他これらに類するものについては、精算の対象としない。
 - 例 1) 仕上げ見切材、窓廻りの額縁
 - 例 2) 支持金物等、撤去跡の左官補修
 - 例 3) 塗装タッチアップ
 - 例 4) 屋上や外壁改修における端部や打ち継ぎ・化粧目地のシーリング
 - 例 5) 内装工事における下地材
 - 例 6) 内装工事における衛生機器や家具と取り合うシーリングや化粧目地
 - 例 7) 家具や設備の支持部材及び取り合う補助部材
 - 例 8) 改修範囲における設備機器や器具の一時取り外し復旧
- b. スクラップ控除は、増減精算の対象としない。
- c. 屋外や屋内に面する鉄部塗装は、全て本工事に含むものとし、如何なる場合も増減対象としない。
- d. 仮設足場、仮囲い、交通誘導員等、仮設計画に係る一切の件

エ. その他、協議を要する事象

- a. 塗装工事において、著しい下地劣化によるケレン方法の変更や、下地材の取り換えが必要となった場合は、市と協議の上精算の範囲を決定する。
- b. 既設建具の部品交換については、設計段階において既設建具調査及び報告書作成を行い、市と協議の上改修箇所を決定する。
- c. その他、市が要求する設計変更事項

(3) 監督員の指示

本事業の実施を通じ、市が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下、「監督員」という。）の指示に従い円滑に業務を遂行する。

(4) 実施可能な計画の作成

- ア. 本事業の業務内容に適した確実な実施体制を構築する。
- イ. 本事業の目的、現地条件を踏まえ、実施可能なスケジュールを計画する。

(5) リスクへの適切な対応

現地及び市場において、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業者が有するリスクを適切に配分することで、本事業の期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(6) 地域社会・地域経済への貢献

本事業の実施に伴い、本事業の一部を第三者に委託又は請け負わせるにあたっては、地域経済への貢献に積極的に取り組む。

(7) 環境負荷の低減

- ア. 本事業全体を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた環境負荷の低減に十分配慮する。
- イ. 本事業実施の際に使用する材料の選定や施工方法において、環境負荷を低減するための工夫を行う。

(8) 学習環境の継続的な確保

施工にあたっては、児童生徒等の学習環境及び安全に十分配慮した施工計画及び工程計画を策定し、確実に実施する。

1.7. 従事者の要件確認

事業者及び事業者から受託又は請け負うその他の従事者等（以下「従事者」という。）は、以下の事項に従う。

- ア. 事業者及び従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進める。
 - イ. 事業者及び従事者は、本事業の実施場所が学校であることを踏まえ、良好な教育環境の維持に配慮し、市と十分に協議する。
 - ウ. 本事業の実施にあたって、市等と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、市等からの指示があるときは、当該協議記録を提出する。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、市等からの指示があるときは、当該協議記録等を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。
 - エ. 事業者及び従事者が学校に立ち入る際は、従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用する。
-

1.8. 会議の開催

- ア. 事業者及び従事者は事業期間中、業務の進捗状況の報告や意見交換を行うため、原則として毎月1回以上、監督員立会いのもと関係者協議会を行う。
- イ. 事業者及び従事者は建設業務期間中、工程などについて協議検討するため、原則として毎週1回以上、監督員立会いのもと工程会議を行う。

1.9. 遵守すべき法制度等

- ア. 本事業の遂行に際しては、関係法令を遵守する。また、以下の適用基準・指針等を遵守し、着手時の最新版を使用する。
- イ. 以下に記載の有無に拘わらず本事業に関連する適用基準・指針等があれば遵守する。

(1) 設計基準

- ① 建築設計基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ② 建築構造設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ③ 建築設備計画基準（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ④ 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑤ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ⑥ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ⑦ 西宮市照度基準（西宮市土木局営繕部設備課）
- ⑧ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ⑨ 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑩ 西宮市上下水道局 給水装置工事 設計・施行基準

(2) 標準仕様書・標準図

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ② 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ③ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ④ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑤ 建築工事標準詳細図（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑥ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑦ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑧ 敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑨ 建築設備設計・施工上の運用指針（日本建築設備・昇降機センター）
- ⑩ 建築工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑪ 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

(3) その他

- ① 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ② 公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ③ 公共建築数量積算基準（国土交通省ホームページ）

- ④ 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省ホームページ）
- ⑤ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事、設備工事）
- ⑥ 建築設備数量積算基準・同解説（建築コスト管理システム研究所）
- ⑦ 各種計算基準（一般社団法人 日本建築学会）
- ⑧ 小中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- ⑨ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ⑩ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ⑪ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ⑫ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）
- ⑬ 西宮市建築物の解体等工事における事前周知に関する指導要綱
- ⑭ 営繕工事写真撮影要領
- ⑮ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ⑯ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ⑰ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ⑱ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ⑲ 西宮市設計図書作成基準
- ⑳ その他西宮市指導要綱他

※工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について市及び事業者で協議を行う。

※その他、本工事の実施にあたり必要となる関係法令等を適用する。

1.10. 事業期間

ア. 本事業の主なスケジュールは以下のとおり。

項目	スケジュール
事業契約締結	令和6年9月
設計・施工期間	事業契約締結日～令和10年4月末日
事業終了	令和10年4月

イ. 施工期間の具体的な工程は別紙【共通】1「事業工程表（予定）」のとおり。

1.11. 貸与品

ア. 設計業務の実施に当たり、市が事業者へ貸与する既存建物図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品」という。）は、下記による。

- ・ 基本設計図書一式（CADデータ）
- ・ 施設竣工図（PDFデータ一式）
- ・ 基本設計時 劣化調査、法令調査、外壁塗材付着力調査、アスベスト机上調査報告書
- ・ 基本設計時 構造検討書

-
- ・ 基本設計時 各種検討書
 - ・ 西宮市設計図書作成基準(建築編・設備編)

1.12. 関連資料等の取り扱い

- ア. 事業者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、事業者の責任と費用負担において修復するものとする。
- イ. 市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外への閲覧や配付を禁止し、取扱いに注意する。
- ウ. 提供された資料等は、本工事に係わる業務等以外で使用できない。また、不要になった場合には、速やかに返却する。
- エ. 提供された資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、イの返却時までにはすべて廃棄する。

2. 設計要求水準

2.1. 基本事項

(1) 設計の範囲

対象施設の長寿命化改修工事を実施するために必要な設計を行う。設計には、以下の内容を含むものとする。ただし、仮設校舎については「4. 仮設校舎の整備等に関する要求水準」による。

- ア. 設計（校舎、外構、電気設備、機械設備、その他の設計図書の作成）
- イ. 設計のための現地調査
- ウ. その他、「別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」に記す書類等の作成及び提出、並びに設計に伴う各種調整、報告、申請、検査等

(2) 実施設計の位置づけ

- ア. 基本設計図書に示すローリング計画は、学校との協議を経た計画となっており、実施設計時においてはこれを基本としながら、設備配管・配線の切り替え時期や施工範囲を見据えつつ、安全面や学校運営に支障がないことを前提とした工事ステップの精査を行うこと。また、仮教室・仮管理諸室に伴う仮設物（仮間仕切・黒板・時計・壁面フック・その他通常必要と思われる諸設備等）についても設計図書にまとめること。
- イ. 屋上防水や外壁改修に関しては、基本設計に基づいて詳細納まりの精査を行う。
なお、防水改修については、10年保証を前提として、防水機能や維持管理面に支障がない限り工法を限定しない。
- ウ. RC底に関しては、劣化が著しいため、安全に十分配慮した補修方法を検討すること。
- エ. 外部建具改修に関しては、基本設計図書に基づいて、関連法規や設備取合いを精査した上で、詳細寸法や取り合う仕上げ材の納まりを検討する。
- オ. 内装改修に関しては基本設計による平面計画や家具レイアウトを基に、仕上げ範囲や細部見切り、並びにコンセントやスイッチの配置や設備配線・配管の隠蔽等、美観や使い勝手を考慮した上で、仕上げや下地の精査を行う。

また、仕様を損なうことなく機能や維持管理、安全、衛生面、施工効率の改善がなされるもの等については、基本設計からの変更を認める場合がある。

- カ. この度の仕上改修によって、固定荷重が著しく増加しないよう耐震性に配慮すると共に、設備機器取付に伴う許容支持力及び躯体への影響など、懸念される内容については構造検討を行い安全性の確認を行うこと。
- キ. 全ての変更内容に関して、事前に市監督員と協議を行うと共に、書面により承諾を得ること。

(3) 設計の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。整合させるスケジュールは別紙【共通】1「事業工程表（予定）」による。

(4) 設計体制及び管理技術者の配置

設計を遂行するにあたっては、入札説明書に示す照査技術者及び管理技術者を配置し、設計作業着手前に市の承諾を得る。なお、設計の履行期間中において、その者が当該技術者として著しく不適当と市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じる。

(5) 設計内容の協議

- ア. 設計にあたっては、次の時期に市と打合せを行うこと。
 - a. 設計着手時
 - b. 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき。
- イ. 打合せの内容については、書面に記録し、相互に確認する。

(6) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対して設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は工事（設計・施工）契約書（案）で定める。なお、設計変更が生じた場合の変更図作成や積算業務は事業者が実施すること。

(7) 報告及び書類・図書等の提出

- ア. 事業者は、別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」に示す書類等を作成し、市に提出する。また、作成する作業計画書に基づき、設計作業の進捗状況の説明及び報告を市に随時行うこと。
- イ. 設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

(8) 現地調査

- ア. 現地調査の実施は、学校の運営に支障をきたすことのないよう事前に調査日時を学校と調整し行うこと。
- イ. 調査する者は、本工事の従事者であることが容易に識別できる腕章等を着用すること。
- ウ. 調査は周囲の安全に配慮すること。
- エ. 対象施設の所在地で行う設計業務に伴う調査の実施にあたっては、設計業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

オ. 事業者は、調査にあたっては、事故が発生しないよう設計業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

2.2. 設計の基本方針

(1) 設計全般の方針

- ア. 本事業の目的に沿う長寿命化改修工事となるよう確実性、妥当性の高い設計計画とし、それを実現できる設計体制とする。
- イ. 安全性の確保を念頭におき、コスト抑制と共に施工性や耐久性、維持保全のしやすさを十分に考慮する。
- ウ. ZEB 化やカーボンニュートラルの社会的背景を鑑み、改修部分において合理的に実現できる範囲で措置を講じる。

(2) 建築設計の方針

- ア. 学習環境、ユニバーサルデザイン、利用者の利便性に配慮し、「学び舎」として親しみがある設計とする。
- イ. 安全性、耐久性、経済性を踏まえて長寿命化を実現するために最適な資材を選定し、設計する。
- ウ. 各部の仕様、納まりが同一にできる部分の標準化を積極的に進め、設計・施工の効率化及びコスト縮減を図る。
- エ. 設計段階から過去に実施された同種工事の現場施工実績を踏まえた施工方法や各部納まりを検討することで、既設状況と十分整合性のとれた適切かつ精度の高い設計とする。

(3) 設備設計の方針

建築設備は、快適な室内環境を創造し、公衆の利便と学習・公務の能率の向上に寄与するよう、次の事項に配慮して計画するものとする。

ア. 建築設備の条件

a. 快適性及び利便性

適切なサービスを確保するため、快適性及び利便性を考慮したものとする。

b. 安全性

機器単体のみならず、システム全体として安全なものとする。

c. 管理性

設備システムは、保守管理が容易かつ信頼性の高いものとする。

d. 経済性

建設費のみならず、保全関連経費も併せて経済性を考慮して計画するものとする。

e. 将来対応

将来の機能増加、使用調整等にも経済的に対応できるものとする。

イ. 建築設備の機能

温度、湿度、音、衛生等の環境要素を満足な範囲に維持できる機能を有するものとする。

ウ. 建築設備の監視制御

運転、計測、警報等の監視制御は、建物の用途、性格に見合った適正なものとし、各設備の機能の確保、効率運転又は異常状態の早期発見が可能なものとする。

2.3. 設計に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ア. 基本設計図書に示す現況図及び改修図は参考図として捉え、実施設計にあたって事業者の責任において現地と照合し、障害物の有無など現場状況を確認の上、改修内容を適切に設計すること。
- イ. 設計内容について、業務計画書に基づき随時、監督員と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- ウ. 設計成果物の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書を満足していることを確認したことを示す要求水準チェックリストを作業段階ごとに作成し、事前に市に提出して承諾を得ること。
- エ. 設計図の内容・体裁は西宮市における過去の同種工事を参照した上で同程度の図書を作成すること。但し、要求水準書の水準を満足させた施工図、納入仕様書等を直接作成する場合は、設計図を省略することができる。この場合の施工図等は、他の作成する設計図と同様に扱うものとする。
- オ. 実施設計完了後においても、工事完成までの間、監督員に対して、設計内容に関する質疑、協議等に応じること。

(2) 各種関係機関との調整

- ア. 電気事業者、ガス事業者、消防、上下水道管理者等に対して必要な調整を行い、議事録を作成すること。
- イ. 以下に示す通信事業者等に対して必要な連絡調整を行い、工事区分に支障の無きよう調整を行うこと。
 - ① 光引込 1 (イントラネット)
 - ・ NTT ビジネスソリューションズ株式会社 関西支店
 - ・ IT ビジネス部第三ビジネス担当
 - ・ 電話 : 078-393-9325
 - ② 光引込 2 (イントラネット)
 - ・ 株式会社オプテージ
 - ・ 公共営業部 自治体営業チーム
 - ・ 電話 : 050-7100-9103
 - ③ ネットワーク保守
 - ・ NEC フィールドディング株式会社
 - ・ 電話 : 050-3146-7860
 - ④ 光引込 3 (電話)
 - ・ NTT 西日本 ビジネス営業本部

- ・ カスタマーリレーションセンター（関西CRセンター）
- ・ 電話：0800-200-2172

- ⑤ ケーブルテレビ（ベイコム）
- ・ 株式会社ベイ・コミュニケーションズ
 - ・ 第2営業部集合管理チーム 法人担当
 - ・ 電話：06-7176-8672

- ⑥ 機械警備（セコム）
- ・ セコム株式会社 西宮支社
 - ・ 電話：0798-36-4137

- ⑦ ミマモルメ
- ・ 株式会社ミマモルメ
 - ・ あんしん事業部 マーケティング部
 - ・ フィールドセールス 西日本チーム
 - ・ 電話：06-7639-4534

ウ. 苦楽園中学校において、下記に示す過去PFI事業による空調設備が備わっており、本事業においては、内機の一時撤去復旧や系統の一時切り替えなどが発生することを想定している。これらに係る費用は全て事業者による負担とし、当該対象範囲の工事については、下記業者を協力企業とし、責任施工区分に支障のないよう調整のこと。（対象範囲については2014年_竣工図参照）

ただし、中学校の工事終了期とPFI事業の瑕疵担保期日終了期が近接していることを鑑み、下表に示す責任施工区分全てを事業者による責任施工とすれば、下記業者を協力企業としなくても良いものとする。

- ・ 事業名 : 西宮市立中学校施設空調設備整備 PFI 事業
- ・ 契約相手 : 代表：株式会社三晃空調神戸支店
(構成企業：株式会社黒田建設設計事務所・日世産業株式会社)
- ・ 契約期間 : 平成25年4月1日-令和8年3月31日
- ・ 竣工(引渡)日 : 平成26年8月28日
- ・ 瑕疵担保期間 : 令和8年3月31日まで
- ・ 連絡先 : 三晃空調株式会社 078-393-5291 (連絡窓口：営業 南)

【PFI 事業による既設空調設備に関する責任施工区分】

No.	工種	事業者	PFI 事業者
1	実施設計、設計協議	○	○
2	外部足場	○	
3	既設空調内機、リモコンの取り外し復旧 (既設内機の一部移設、内機の養生費を含む)		○

4	既設空調リモコンの取り外し復旧 (リモコン移設、配管配線の更新を含む)		○
5	室内冷媒管の撤去新設		○
6	内機、フィルター清掃		○
7	電気設備 動力幹線 ・既設室外機 ←→ 近傍 既設開閉器盤まで	○	
8	電気設備 動力幹線 ・校舎内動力盤 ←→ 室外機近傍 既設開閉機盤まで (分岐ブレーカー取替えを含む)	○	
9	工事ステップ毎の一時的な空調系統切り替え措置 ^{※1} ・STEP6 北西棟 /STEP8、STEP10 北東棟		○
10	集中リモコン 設定調整 (STEP11 最終引き渡し時)		○
11	試運転調整		○
12	一時的な代替空調設備 (レンタル機器) ・STEP2 保健室 ・STEP4 金工室		○
13	上記に伴う支持アンカー等 撤去跡の補修 (内装仕上の補修)	○	
14	代替空調設備 (レンタル機器) に対する電力供給	○	

※1・・・工事ステップ毎の系統切替えに伴う集中リモコンの設定組み替えは行わない。

工事期間中は個別リモコンにて対応し、各部屋リモコンボックス用の鍵を学校へ支給する。

(3) 各種申請等

- ア. 仮設校舎や受水槽ポンプ室等、増築扱いとなる建物について確認申請並びに必要となる届出を行うこと。
- イ. 施設の外壁色彩については、学校塗替に係るカラーシステム^{※1}を基に複数案作成^{※2}すること。また、当該案をもって本市都市デザイン課と協議調整の後、景観法及び西宮市都市景観条例に基づく届出を行うこと。なお、最終色彩の決定については市が行うものとする。
- ウ. 外壁や屋上防水のアスベスト除去工事に先立ち、本市環境局環境保全課と協議を行うと共に、粉じんの飛散に配慮した作業手順書を作成の上、提出のこと。
- エ. その他、設計にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に実施すること。
- オ. 申請手続に当たっては、業務計画書で定めた業務実施工程表に従い、速やかに行うものとし、その進捗状況を監督員に報告しなければならない。
- カ. 関係官公庁から訂正の指示を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告すると共に、必要な措置を講じなければならない。
- キ. 申請に伴う手数料は事業者の負担とする。

-
- ※1 本市の学校等における外壁塗替色の検討にあたり、良好な景観形成の観点から参照すべき塗替色彩案を示したもの。生瀬小学校（市内北部）、甲陽園小学校（市内中部）、鳴尾東小学校（市内南部）の3校をモデルケースとして、塗替色彩案を示している。今回業務にあたっては、本カラーシステムを基に、施設の規模や形状、周辺環境等の特性を読み取り、より今回施設に相応しい色彩案を検討する必要がある。
 - ※2 検討案の提示は、施設の主要な視点場（複数点）から撮影した写真データを加工した資料を作成し行うのものとし、当該資料に加え、着色立面図（色彩マンセル値も記載）、検討に係る説明書、現況写真等を添え市に提出すること。

(4) 検査・成果品

- ア. 設計実施にあたって市への提出書類は別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」による。
- イ. 事業者は、学校毎に設計が完了した場合には、速やかに照査技術者による自主検査を実施し、要求水準チェックリストに基づいて要求水準を満たしていることの確認を含め、検査の結果を市に報告すること。
- ウ. 事業者は、市の検査に先立ち、あらかじめ成果品、打ち合わせ記録、その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
- エ. 事業者は、上記の自主検査後、施工に着手する前までに、市の完了検査を受け、図面の承諾及び単価の合意を得ること。なお、管理技術者が市の完了検査に立会うものとし、完了検査での指摘事項は施工の着手までに修正を完了させること。
- オ. 事業者は設計期間途中において、工事ステップや学校単位毎に、監督員と工程を協議した上で、必要に応じて成果品の部分引渡しを行わなくてはならない。
- カ. 事業者は、修補を求められた場合は、速やかに監督員と協議を行うと共に修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとし、修補完了後、再度検査を受けなければならない。
- キ. 設計業務完了後の成果品は市に帰属する。

(5) 建築設計での要求水準

- ア. 別紙【共通】3「改修方針・留意事項【建築ほか全般】」に基づき設計すること。
- イ. 改修後の平面レイアウト、各部位の改修方法、改修後の仕上げ、その他の詳細部分の改修工法、仕様、納まり等は別添資料【中】1「基本設計図（建築工事）」、別添資料【小】1「基本設計図（建築工事）」による。

(6) 電気設計での要求水準

- ア. 別紙【共通】4「改修方針・留意事項【電気設備】」に基づき設計すること。
 - イ. 改修後の平面レイアウトは建築設計による。
 - ウ. 設計・施工の対象、各設備の基本仕様及び設計の基となる基本図については別添資料【中】2「基本設計図（電気設備工事）」、別添資料【小】2「基本設計図（電気設備工事）」による。
 - エ. 設備機器や器具の位置については、美観や維持管理面等に配慮した上、総合図を作成し
-

最終調整を行うこと。

(7) 機械設備設計での要求水準

- ア. 別紙【共通】5「改修方針・留意事項【機械設備】」に基づき設計すること。
- イ. 改修後の平面レイアウトは建築設計による。
- ウ. 設計施工範囲概要、各設備の設計要求水準及びその他設計詳細については別添資料【中】3「基本設計図（機械設備工事）」、別添資料【小】3「基本設計図（機械設備工事）」による。
- エ. 設備機器や器具の位置については、美観や維持管理面等に配慮した上、総合図を作成し調整を行うこと。

(8) 積算の要求水準

- ア. 内訳の工事種別構成は、下記の通り作成する。
 - (A) 苦楽園中学校_北棟他長寿命化改修工事
 - (B) 苦楽園中学校_南棟長寿命化改修工事
 - (C) 苦楽園中学校_附属棟・外構改修工事
 - (D) 苦楽園小学校_北棟長寿命化改修工事
 - (E) 苦楽園小学校_南棟他長寿命化改修工事
 - (F) 苦楽園小学校_体育館棟長寿命化改修工事
 - (G) 苦楽園小学校_附属棟・外構改修工事
- イ. 内訳の種目・科目構成は、出来高精算や補助金申請等への対応が可能なよう、下記工事種別に分類し作成する。なお、分類の詳細については、実施設計時においてローリング計画の精査が完了した後に、市監督員と協議の上決定するものとする。
 - 1. 建築工事
 - 1-1. 屋上防水改修
 - 1-2. プール改修
 - 1-3. 外壁改修
 - 1-4. 庇改修
 - 1-5. 外部建具改修
 - 1-6. 内装改修
(中科目にて室毎に分ける)
 - 1-7. 躯体改修
 - 2. 電気設備工事
 - 2-1. 構内配電線路(空調設備改修)工事
 - 2-2. *階(空調設備改修)工事
(中科目にて階毎に分ける)
 - 2-3. 構内配電線路(空調設備改修以外)工事
 - 2-4. 構内通信線路(空調設備改修以外)工事

-
- 2-5. *階(空調設備改修以外)工事
(中科目にて階毎に分ける)
 - 2-6. *便所改修工事
(中科目にて系統毎に分ける)

3. 機械設備工事

- 3-1. *階(空調設備改修)工事
(中科目にて階毎に分ける)
- 3-2. 給食室(空調設備改修)工事
- 3-3. *階(空調設備改修以外)工事
- 3-4. *便所改修工事
(中科目にて系統毎に分ける)
- 3-5. 外構工事
(中科目にて部位毎に分ける)

4. 補助金対象外工事

3. 施工要求水準

3.1. 基本事項

(1) 施工の範囲

事業者は、本要求水準書記載の事項に基づき、実施設計において作成した設計図により長寿命化改修工事を施工する。また、施工には以下の内容を含むものとする。ただし、仮設校舎については「4. 仮設校舎の整備等に関する要求水準」による。

ア. 施工のための事前調査

イ. 施工（長寿命化改修工事に係る一切の工事）

ウ. その他、「別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」に記す書類等の作成、提出または提示。並びに施工に伴う調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングの協力等。なお、調整には、学校との調整も含む。

(2) 施工の期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。整合させるスケジュールは別紙【共通】1「事業工程表（予定）」による。

(3) 提出書類

施工実施にあたって市への提出書類は別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」による。

(4) 施工体制及び監理技術者の配置

施工を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、入札説明書に示す有資格者等を配置し、施工着手前に市の承諾を得る。なお、施工の履行期間中において、その者が当該技術者として著しく不相当と市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じる。

(5) 報告及び書類・図書等の提出

事業者は、別紙【共通】2「提出書類一覧（設計・建設）」に記す書類等を記載された時期までに遅延無く市に提出又は提示すること。また、施工計画、施工図等で市の承諾事項に係わるものについては、承諾が得られてから現場施工すること。

3.2. 施工の基本方針

(1) 施工計画・施工体制の妥当性

- ア. 「1. 10. 事業期間」に示す施工期間で工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。
- イ. 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。
- ウ. 施工に伴う学校教育環境への影響及び周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。
- エ. 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とする。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ア. 施工段階においても、カーボンニュートラルの実現に向けて環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。
- イ. 既存設備の撤去時には、オゾン層破壊及び地球温暖化の防止に努める。

(3) その他

- ア. 上記項目以外にも本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

3.3. 施工に関する要求水準

(1) 一般要件

- ア. 児童生徒及び教職員、保護者等施設利用者の安全確保を最優先とし、必要な仮囲い等により安全対策を講じること。また、教育現場であることに配慮し、従事者に対して指導を行うなど、良好な教育環境を確保すること。
- イ. 施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ウ. 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- エ. 工事範囲内の既設部分及び工事進入経路上の既設施設を破損しないように十分注意すること。また、破損の恐れがある部分については、必要な養生をすること。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市及び学校に連絡し、指示に従うこと。

-
- オ. 大型車両を用いた資材等の搬出入作業や工事に伴う既設施設の一時的な停電、断水等で学校教育活動や学校周辺地域に影響を及ぼすことが予想される作業については、事前に市及び学校と日程及び作業方法を協議すること。
 - カ. 工事に伴う騒音・振動で学校教育活動や学校周辺地域に影響を及ぼすことが予想される作業については、事前に市及び学校と日程及び作業方法を協議すること。
 - キ. 環境負荷の低減に貢献するよう、施工期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用に努めること。
 - ク. 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書を満足していることを確認したことを示す要求水準チェックリストを工事段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。
 - ケ. 学校行事等で作業が不可となる可能性があるため、学校と事前に作業日程の協議を行うこと。

(2) 工事前仮設、電気、水道等

- ア. 工事前仮設、施工方法その他工事に必要な一切の手段については、事業者の責任において行う。
- イ. 工事に必要な電力、水道、ガス等（以下、電力等という）の光熱水費については事業者負担とする。
- ウ. 学校運営に支障のない範囲で、工事に必要な電力等を学校の施設から有償で使用できる。ただし、仮設メーターを設置するなどして使用量が明確にできるようにすること。
- エ. 電気主任技術者の立会に要する費用等は、事業者負担とする。
- オ. 仮囲いの範囲と種類、工事車両出入口位置、車両進入経路、並びに交通誘導警備員は、別添資料【中】1「基本設計図（建築工事）」、別添資料【小】1「基本設計図（建築工事）」における仮設計画図を基本としつつ、関係者と協議の上計画すること。
- カ. 工区分けによる施工範囲と既設使用範囲との境には、仮設間仕切りや扉（鍵付）を適宜計画すること。

(3) 現場作業

- ア. 現場作業時間は、原則、8時から17時までとする。
- イ. 作業時間を作業の性質、進捗具合等により変更する場合は、事前に市及び学校と協議すること。
- ウ. 事業者が設置した仮囲いの範囲外で作業を行う場合は、事前に市及び学校と協議すること。
- エ. 登下校時は工事車両の出入りを禁止とし、休憩時間は注意して走行すること。

(4) 工事現場の管理

- ア. 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
 - イ. 学校敷地内、敷地周囲及び通学時間帯における通学路での喫煙は禁止とする。
 - ウ. 従事者の学校敷地内での飲食は、原則、現場事務所、作業員詰所、工事用車両内ですること。
-

-
- エ. 学校敷地内での工事用車両の駐車場は、原則、仮設計画図に示す仮囲い範囲内を無償で使用可能とする。それ以上の駐車場等については事業者にて適切に確保すること。
 - オ. 工事用車両は交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。
 - カ. 施工期間中、学校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。また、工事着手前に現況写真の撮影等を行い現状把握し、工事完了時には原状復旧すること。

(5) 各種関係機関との調整等

- ア. 施工に伴い必要となる電力、ガス、水道の供給会社等との調整、協議を必要に応じて行うこと。
- イ. 施工に伴い既存の機械警備システム、防災システム、校内LAN設備等に支障が出る場合は、各システム等の設置又は管理業者と協議し、必要な措置を講じること。

(6) 各種申請等

- ア. 施工に伴い必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任と費用において適切に実施すること。

(7) 部分使用及び部分引き渡し

- ア. 事業者は、別紙【共通】1「事業工程表（予定）」に示す時期と範囲ごとに部分使用及び部分引き渡しに応じるものとし、使用又は引き渡しする部分について市の検査を受けること。
また、検査の指摘には速やかに対応し、是正すること。

(8) 試運転調整、検査

- ア. 事業者は、施工が完了したら速やかに自主検査（試運転調整含む）を実施し、要求水準を満たしていることの確認を含め、検査の結果を市に報告すること。
部分使用及び部分引き渡しする場合の当該部分の施工完了時も同様とする。

4. 仮設校舎の整備等に関する要求水準

4.1. 基本事項

(1) 使用目的

苦楽園小学校の施工期間中における仮設校舎等（特別教室、更衣室、渡廊下、トイレ）として使用する。なお、苦楽園中学校については仮設校舎を設置せず、空き教室を利用した上で段階的に改修を行うものとする。

(2) リース期間

令和8年7月1日から令和10年4月30日まで（22ヶ月）

(3) 整備等の範囲

- ア. 仮設校舎の整備等には、以下を含む。
- a. 仮設校舎の設置に関すること。
 - b. 仮設校舎の賃貸借に関すること。
 - c. 既設校舎から仮設校舎、及び仮設校舎から既設校舎に移動する際の物品・設備の移設作業に関すること。また、既設校舎内の物品の移動に関すること。
 - d. 仮設校舎と既設校舎等をつなぐ渡り廊下の設置・撤去に関すること。
 - e. 既設校舎の長寿命化改修工事の工区切替に伴う、仮設校舎の内装改修に関すること。
 - f. 既設校舎との電気設備等の接続に関すること。
 - g. 仮設校舎の撤去に関すること。
 - h. 仮設校舎及び渡り廊下の撤去後跡地の整地等に関すること。
 - i. 職員仮設駐車場整備に関すること。
 - j. その他市から指示された事項に関すること。

(4) 仮設校舎設置の場所

原則、苦楽園小学校のみに設置することとし、別添資料【小】4「基本設計図（仮設校舎）」に示した場所に設置する。ただし、現場調査したうえで、実際に配線及び配管できるかを確認すること。また、消防ルート等を阻害しないことも確認すること。

なお、設置にあたり障害となる工作物及び埋設配管等については、事業者が撤去又は移設し、仮設校舎撤去後に原状復旧すること。ただし、市と協議の上、復旧不要と判断した場合はこの限りでない。また、設置にあたって支障となる樹木がある場合は、市と協議の上、枝払い等を実施すること。

(5) 仮設校舎の規模・間取り等

整備する教室等の種類、広さ及び間取り、建物各部の仕様及び各室の設備機器類、備品類は別添資料【小】4「基本設計図（仮設校舎）」を参考とする。

(6) スケジュール

3 施工要求水準、3. 1. 基本事項（2）による。

(7) 現場作業

- ア. 3 施工要求水準、3. 3. 施工に関する要求水準（3）ア、イ及びエによる。
- イ. 事業者が設置した仮囲いの範囲外で作業を行う場合は、事前に市及び学校と協議すること。

(8) 仮設校舎の整備等に関する一般要件

3 施工要求水準、3. 3. 施工に関する要求水準（1）及び別紙【小】5「仮設校舎仕様書」による。

(9) 各種申請等

3 施工要求水準、3.3. 施工に関する要求水準（6）による。

(10) 提出書類

以下の書類を市の指示する日までに提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、必ず速やかに市に連絡すること。

- ア. 仮設建築物の許可申請に基づく通知書
- イ. 建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証（消防法に基づく届出も含む）
- ウ. 完成及び引き渡し報告書（学校長の確認印を得ること）
- エ. 工事中の写真（隠ぺい部分を含む）基礎、室内、天井裏、廊下等
- オ. 建物完成写真（全景2方向以上）
- カ. 仮設校舎設置・撤去に係る工程スケジュール表
- キ. 仮設校舎撤去及び整地完了の写真
- ク. 電気配線の弱電成端表
- ケ. 屋外キュービクルのつなぎこみに伴う、電気主任技術者確認の報告書
- コ. 建築基準法に基づく申請時に添付した設計図書の電子データ

(11) 仮設校舎撤去跡地について

賃貸借期間完了後、仮設校舎及びそれに伴う設備配管等を解体撤去した跡地の整備に当たっては、要求水準書に基づいた資材を使用し、実施すること。仮設校舎設置時に敷いた砕石についても撤去し、原状復旧するものとする。

(12) その他

- ア. 電話・FAX・光ケーブル・緊急地震速報等の移設（往復）が必要な回線については、本契約後、速やかに西日本電信電話株式会社と打合せを行い実施すること。なお、仮設校舎（往路）、既設校舎（復路）での動作確認も行うこと。また、移設に係る費用については、本工事に含むものとする。
- イ. 仮設校舎の仕様は、本要求水準書に記載のない事項も含めて「学校環境衛生基準」を満たすようにすること。
- ウ. 仮設校舎の使用期間等に変更が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- エ. 学校は全面禁煙のため、従事者に周知し敷地内禁煙を徹底すること。
- オ. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）を遵守すること。

4.2. 仮設校舎整備の要求水準

別紙【小】5「仮設校舎仕様書」に基づき整備を行うこと。

5. 引越しに関わる要求水準

仮設校舎で授業を開始するにあたり必要な物品等を既設校舎より移設すること。また、既設校舎内での移設を行うこと。物品等の詳細は別紙【中】2「引越し物品リスト」、別紙【小】2「引越

し物品リスト」参照のこと。移設作業は、別紙【中】3「引越しに関わる作業スケジュール」、別紙【小】3「引越しに関わる作業スケジュール」を参照し、詳細な日程については、別途調整するものとする。

5.1. 作業範囲

ア. 物品の移転及びレイアウト調整

イ. 搬入経路の養生

ウ. 棚等物品の解体・組立

エ. 移転後のピアノの調律

オ. 洗濯機・冷蔵庫の設置・接続

カ. 梱包材量の搬入・回収

※移設元である仮設校舎は解体予定であるため、移設元に物品が残らないよう作業すること。

5.2. 作業責任者の選定と承認

事業者は、運搬に関し相当の知識を有した作業員を作業責任者に選定し、教育委員会担当者の承認を得ること。

5.3. 作業実施上の留意点

ア. 作業責任者は現場管理に十分留意し、業務員等の監督、風紀、衛生を取り締まり、火災、盗難、その他事故等の防止に努めること。

イ. 常に整理整頓に努め、移転完了後に清掃を行うこと。

ウ. 周辺住民とトラブルにならないよう考慮すること。

5.4. 法令の遵守及び各種手続き

事業者は、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償補償法、その他関係法令等を遵守し、本業務に関連する所轄官公署への手続きについては、法令等に従い遅滞なく行うこと。

5.5. 事故発生時における事業者の責任

事業者は事故に対応できる保険に加入することとし、本業務の遂行にあたり移転物品の滅失、損傷、建物の損傷、事故等が発生した場合、直ちに学校担当者に報告し、事業者に帰責事由がある場合は、事業者の責任で修理もしくは同等品と取り替えること。

5.6. 設計変更等

移転物品の搬出入場所等、軽微な変更については設計変更を行わないものとする。作業等の変更により契約金額の増額等が見込まれる場合は、必ず作業前に教育委員会担当者に了承を得ること。その他詳細及び本仕様書に定めのない事項については、教育委員会担当者との協議のうえ決定すること。